

## 2 広島市の高齢者施策の概要

### (1) 高齢者を取り巻く現状と課題

#### ア 広島市の高齢者の状況

広島市は、被爆惨禍から復興し、現在では 118 万人の地方中枢都市に成長している。平成 27 年には被爆 70 周年を迎え、終戦時に生まれた市民も 70 歳となるなど、戦後の復興・成長を支え続けた市民の多くが高齢者となっている。

団塊の世代がすべて 75 歳以上となる平成 37 年には、65 歳以上の高齢者人口は約 31 万人、高齢化率は 26.2%と、4 人に 1 人を上回る見込みである。特に、75 歳以上の高齢者人口は約 18 万人、市の人口に占める割合は 15.4%と、急増する見込みである。

併せて、今後ひとり暮らし高齢者世帯や高齢者夫婦のみの世帯、認知症高齢者の増加などにより、高齢者支援に対するニーズは複雑かつ多様化していくことが予想され、適切に対応していくことが必要といえる。

さらに、広島市では、全国平均と比べ「平均寿命」は長いが「健康寿命」（健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間）は短く、また、軽度の要支援・要介護認定率が高いことから、健康づくりと介護予防の促進も課題となっている。

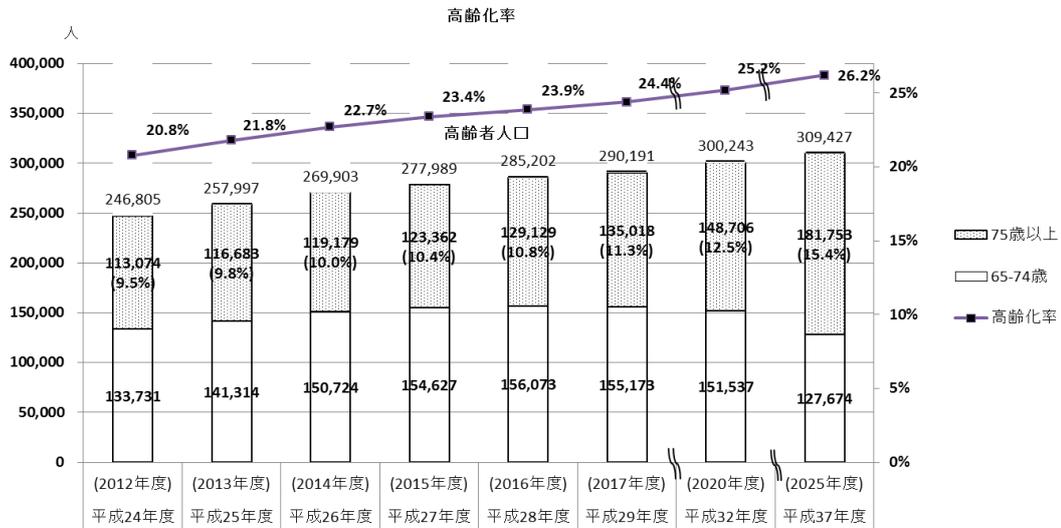
#### (ア) 高齢者人口の推移

広島市の総人口は平成 30 年頃から減少に転じるものの、65 歳以上の高齢者人口は増加する見込みである。市の 65 歳以上の高齢者人口は、平成 29 年度には 29 万 191 人になると見込まれており、高齢化率も 24.4%に上昇する見込みである。

また、上記のように平成 37 年度（2025 年度）には高齢者人口が 30 万 9,427 人、高齢化率が 26.2%に上昇する見込みであり、このとき、75 歳以上の高齢者人口は 18 万 1,753 人、市人口に占める割合は 15.4%となる見込みである。

平成 37 年度の全国の高齢者人口は 3,657 万人、高齢化率が 30.3%になる見込みであり、広島市の水準は全国水準を下回るものの、上昇する見込みであることに変わりはない。

【広島市の高齢化率】



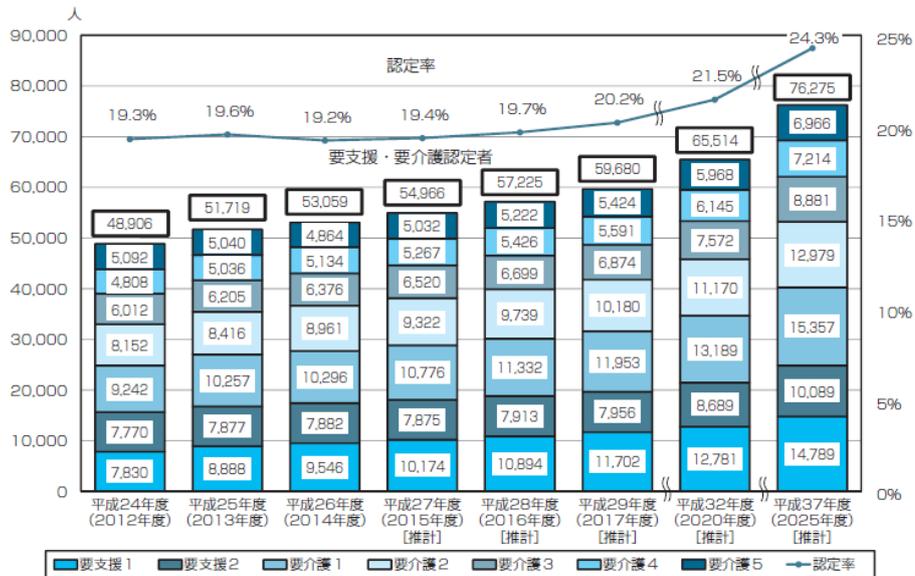
※1 各年度9月末現在。平成24年度から平成26年度は実績値。平成27年度から平成37年度は推計値。  
 ※2 カッコ付き数字(%)は、総人口に占める75歳以上の高齢者の割合

※出所 「広島市高齢者施策推進プラン（平成27年度～平成29年度）」から抜粋

(イ) 広島市の要支援・要介護認定者数・認定率の推移

広島市の要支援・要介護認定者数は、平成29年度には5万9,680人になると見込まれており、認定率（高齢者人口に占める要支援・要介護認定を受けている65歳以上の第1号被保険者数の割合）も20.2%になる見込みである。また、平成37年度には同認定者数が7万6,275人、認定率が24.3%になる見込みである。

【広島市の要支援・要介護者数・認定率の推移】



※1 各年度9月末現在。平成24年度から平成26年度は実績値。平成27年度から平成37年度は推計値  
 ※2 各年度の要支援・要介護認定者には、40歳以上65歳未満の第2号被保険者を含みます。

※出所 「広島市高齢者施策推進プラン（平成27年度～平成29年度）」から抜粋

平成 24 年度の全国平均の要介護・要支援認定率は 17.6%であり、広島市の認定率はこれを上回っている。要介護・要支援認定率は、一般的には加齢とともに介護ニーズが高まることから、高齢者のうち年齢が高いものの割合が大きい地域の方が認定率が高くなる傾向にある。

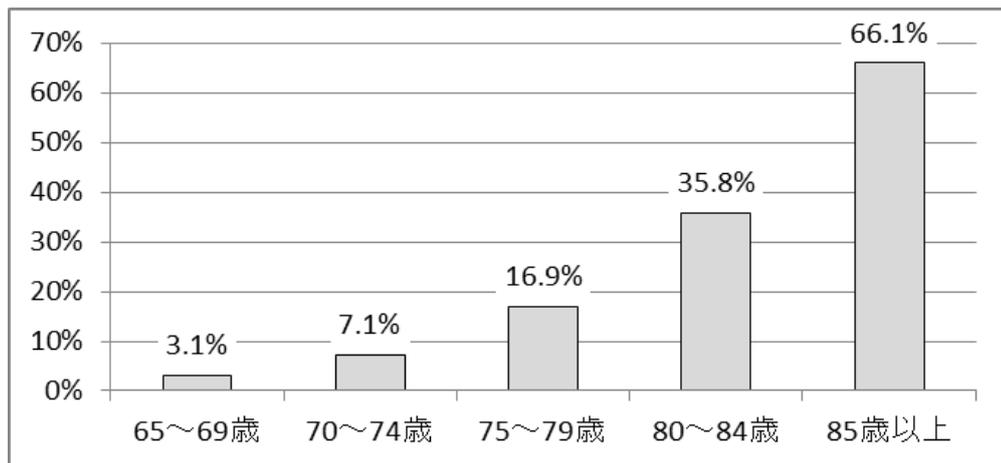
さらに、認定率が全国平均よりも高い理由として、健康寿命が全国平均よりも短いことも関係があるものと考えられる。

広島市の健康寿命は、男性 69.96 歳、女性 72.19 歳と、全国平均の男性 70.42 歳、女性 73.62 歳に比べて男女とも低くなっている。

(ウ) 広島市の年齢階層別要支援・要介護認定率

広島市の要支援・要介護認定率を年齢階層別にみると、75 歳を超えると認定率が高くなっていることが分かる。この傾向は、全国の傾向と同様である。

【広島市の年齢階層別要支援・要介護認定率】



		要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
第1号被保険者	65～69歳	467	416	421	465	312	229	237	2,547
	70～74歳	1,063	781	860	786	460	386	393	4,729
	75～79歳	1,992	1,433	1,538	1,225	759	613	637	8,197
	80～84歳	2,934	2,124	2,554	1,935	1,253	1,001	842	12,643
	85歳以上	2,959	2,958	4,736	4,301	3,451	2,776	2,617	23,798
第2号被保険者	40～64歳	131	170	187	249	141	129	138	1,145
計		9,546	7,882	10,296	8,961	6,376	5,134	4,864	53,059

※出所 「広島市高齢者施策推進プラン（平成 27 年度～平成 29 年度）」から抜粋

## (2) 広島市高齢者施策推進プランについて

### ア 計画の趣旨と位置付けについて

本計画は、広島市における高齢者施策の総合的な推進と介護保険事業の円滑な実施を図ることを目的に、老人福祉法に基づく老人福祉計画と介護保険法に基づく介護保険事業計画を一体的に策定したものである。

計画期間は3年を1期としており、広島市では、平成24年度(2012年度)～平成26年度(2014年度)までの計画を第5期として、平成27年度(2015年度)～平成29年度(2017年度)までの計画を第6期として計画を定めている。

#### 【老人福祉計画と介護保険事業計画の根拠法令】

老人福祉法（一部抜粋）

（市町村老人福祉計画）

第二十条の八 市町村は、老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設による事業の供給体制の確保に関する計画（以下「市町村老人福祉計画」という。）を定めるものとする。

7 市町村老人福祉計画は、介護保険法第百十七条第一項に規定する市町村介護保険事業計画と一体のものとして作成されなければならない。

介護保険法（一部抜粋）

（市町村介護保険事業計画）

第百十七条 市町村は、基本指針に即して、三年を一期とする当該市町村が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画（以下「市町村介護保険事業計画」という。）を定めるものとする。

6 市町村介護保険事業計画は、老人福祉法第二十条の八第一項に規定する市町村老人福祉計画と一体のものとして作成されなければならない。

8 市町村介護保険事業計画は、社会福祉法第百七条に規定する市町村地域福祉計画その他の法律の規定による計画であって要介護者等の保健、医療、福祉又は居住に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

### イ 基本理念の設定について

広島市として、「高齢者施策推進プラン」を策定するに当たっては、基本理念を掲げその実現を目指している。なお、第5期及び第6期の基本理念は以下のとおりである。

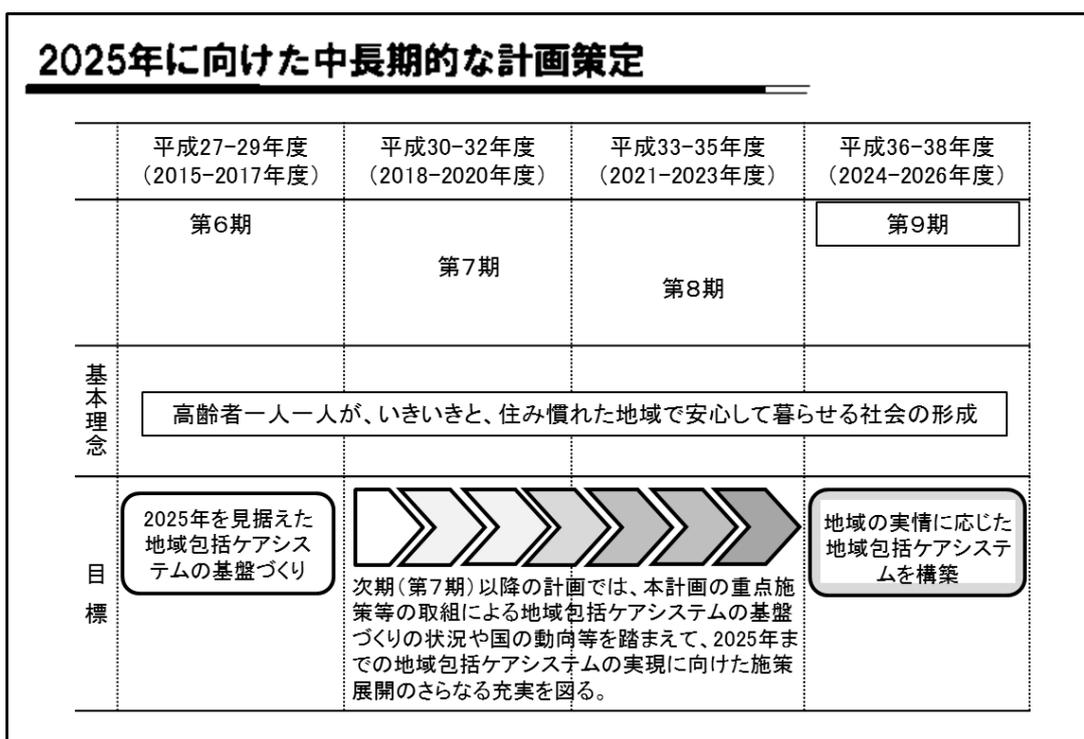
第5期：高齢者一人一人が、健康で、その能力を発揮し、生きがいを感じ、  
住み慣れた地域で安心して暮らせる高齢社会の形成

第6期：高齢者一人一人が、いきいきと、住み慣れた地域で安心して暮らせる  
社会の形成

## ウ 目標の設定について

基本理念を実現していくためには、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築が必要となり、また、国においても地域包括ケアシステムの構築等を目指した介護保険法の改正が平成27年度より行われている。そのため、第6期の計画が団塊の世代が75歳以上となる2025年(平成37年)に向けた最初の計画策定である事から、基本理念の実現に向け、「2025年を見据えた地域包括ケアシステムの基盤づくり」という目標の設定を行っている。

### 【2025年に向けた中長期的な計画策定】



※出所 「広島市高齢者施策推進プラン(平成27年度～平成29年度)」から抜粋

## エ 基本方針及び重点施策について

第5期については、基本理念の実現を目指し、以下の基本方針に基づき総合的に施策を推進していた。

	基本方針	基本方針の内容
I	高齢者が能力を発揮し、社会の活力を支える存在として、いきいきと活動し健康に暮らせる環境づくりの促進	高齢者が自らの能力を発揮し、高齢者の地域を支える活動を促進するとともに、自己実現につながる活動を促進する。 また、高齢期を健康で過ごせるよう、40代からの健康づくりと生活機能の維持向上など高齢者が要支援・要介護状態になることを予防する介護予防を促進する。
II	高齢者が尊厳を保ち、住み慣れた地域で安全に安心して暮らしていくための支援策の充実	高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、地域包括支援センターの体制の充実を図ることなどにより地域生活の支援を行うとともに、高齢者に配慮した住宅等の生活環境の充実を図る。 また、高齢者の尊厳が守られるよう、高齢者の権利擁護を推進するとともに、高齢者の暮らしの安全対策を推進する。
III	高齢者の自立支援 ― 要支援・要介護者への支援の充実	要支援・要介護の高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、介護サービス基盤の整備促進、介護給付の適正化の取組の推進、医療と介護の連携の強化、リハビリテーションによる自立支援の促進等を図る。
IV	高齢者の自立支援 ― 認知症の人への支援の充実	認知症の人やその家族が安心して穏やかな生活を送れるよう、医療や介護に関する支援の充実とともに、認知症の人やその家族を地域で支える体制の充実を図る。 また、若年期認知症の人やその家族に対する必要な支援を行う。
V	被爆者への援護	高齢化が一段と進む被爆者への援護策の充実を図る。

※出所 「広島市高齢者施策推進プラン（平成24年度～平成26年度）」から抜粋

一方、第6期のプランでは、目標である「2025年を見据えた地域包括ケアシステムの基盤づくり」に資する施策として特に力を入れて取り組むべきものを重点施策として設定し、各施策に係る具体的な数値目標を掲げて、目標の達成状況の評価を行う。重点施策は以下のとおりである。

	重点施策	重点施策の内容
I	高齢者がいきいきと暮らしていくための健康づくりと介護予防の促進	比較的軽度の要支援・要介護認定者が多い本市の現状を踏まえ、できる限り高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を送れるよう、高齢者自らが、健康づくりと介護予防に取り組める環境づくりを進める。
II	高齢者を見守り支え合う地域づくり	本市の在宅高齢者のうち高齢者のみの世帯は年々増加傾向にあり、今後も増え続けることが見込まれることを踏まえ、共助の精神で、高齢者を見守り、支え合うことができる地域づくりの促進を図る。
III	在宅医療・介護連携の推進	今後の75歳以上高齢者の増加を見据えて、介護が必要な状態になっても、高齢者ができる限り在宅で暮らすことができるよう医療と介護の連携の推進を図る。

※出所 「広島市高齢者施策推進プラン（平成27年度～平成29年度）」から抜粋

## オ 施策体系について

基本理念を実現するためには、諸施策の充実が不可欠となる。そのため、第5期については各基本方針に基づき、第6期については3つの施策の柱を立て、各種施策・取組を推進している。

### 【第5期の基本方針、施策項目及び主な施策】

基本方針	施策項目	主な施策
高齢者が能力を發揮し、社会の活力を支える存在としていきいきと活動し健康に暮らせる環境づくりの促進	(1) 社会の活力を支える存在としていきいきとしたセカンドライフを送るための環境づくりの促進	① 多様な活動の促進
		② 就業の促進
		③ 外出支援と交流の促進
		④ 高齢者への理解の促進
	(2) 40代からの健康づくりと介護予防の促進	① 40代からの健康づくりの促進
		② 介護予防の促進
高齢者が尊厳を保ち、住み慣れた地域で安全に安心して暮らしていくための支援策の充実	(1) 地域生活の支援	① 地域支援体制の充実
		② 地域見守り活動等の促進
		③ 相談体制の充実
		④ 生活支援サービスの充実
	(2) 生活環境の充実	① 高齢者向け住まいの確保
		② 福祉のまちづくりの推進
	(3) 権利擁護の推進	① 成年後見制度の普及促進
		② 高齢者虐待防止の推進
	(4) 暮らしの安全対策の推進	① 交通事故防止対策の推進
		② 犯罪の起こりにくい安全なまちづくりの推進
		③ 消費者施策の推進
		④ 防災対策の推進
要支援・要介護者への支援の充実	(1) 介護サービス基盤の整備促進	① 居宅サービスの充実
		② 地域密着型サービスの整備促進
		③ 施設・居住系サービスの整備促進
		④ 療養病床の円滑な転換の促進
	(2) 介護保険事業の円滑な実施	① 介護給付の適正化の取組の推進
		② 医療と介護の連携の強化
		③ 広報・情報提供体制の充実
		④ 相談・苦情処理体制の充実
		⑤ 低所得者対策の実施
		⑥ 介護人材の確保の促進

基本方針	施策項目	主な施策
認知症の人への支援の充実	(1) 認知症の人への支援の充実	① 地域支援体制の充実
		② 認知症の医療や介護に関する支援の充実
		③ 若年期認知症の人とその家族への支援の充実
被爆者への援護	(1) 被爆者への援護	① 被爆者への援護策の充実

※出所 「広島市高齢者施策推進プラン（平成24年度～平成26年度）」から抜粋

【第6期の施策の柱、施策項目及び主な施策】

施策の柱	施策項目	主な施策
高齢者がいきいきと暮らしていくための活動の促進	(1) 健康づくりの促進	① 健康に暮らしていくための環境づくりの促進
		② 生活習慣病予防の取組の推進
		③ 感染症予防対策の推進
		④ 健康づくりの推進体制の整備
	(2) 介護予防の促進	① 介護予防の普及啓発と主体的な活動の推進
		② 地域に開かれた住民運営の介護予防拠点の整備促進
		③ 要支援・要介護状態になる可能性が高い高齢者を対象とした介護予防対策の推進
		④ 地域包括支援センターによる介護予防ケアマネジメントの充実
	(3) 生きがいつくりの支援	① 生涯学習、文化・スポーツ活動の振興
		② 市民の高齢者への理解の促進
		③ 外出・交流の促進
	(4) まちの活性化につながる多様な活動の促進	① 地域を支える活動の促進
		② 就業などの多様な社会参加の促進
高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていくための環境づくり	(1) 日常生活の支援	① 地域包括支援センターの機能強化
		② 地域における見守り・支え合い活動等の促進
		③ 相談支援体制の充実
		④ 生活支援サービスの充実
	(2) 生活環境の充実	① 高齢者向け住まいの確保
		② 福祉のまちづくりの推進

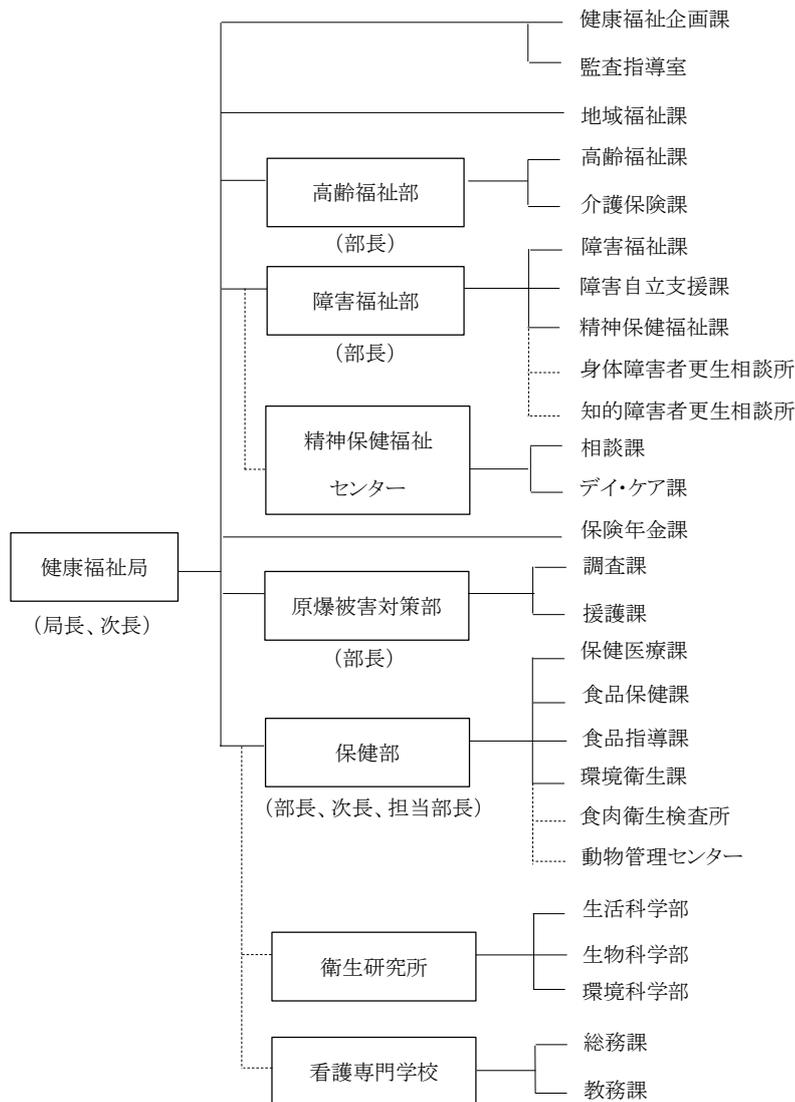
施策の柱	施策項目	主な施策
高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていくための環境づくり	(3) 権利擁護の推進	① 成年後見制度の普及促進
		② 高齢者虐待防止の推進
	(4) 暮らしの安全対策の推進	① 交通事故防止対策の推進
		② 犯罪の起こりにくい安全なまちづくりの推進
		③ 消費者施策の推進
		④ 防災対策の推進
	援護が必要な方々が安心して暮らせるための施策の充実	(1) 介護サービス基盤の整備促進と介護保険事業の円滑な実施
② 在宅医療・介護連携の推進		
③ 介護人材の確保の促進		
④ 介護給付の適正化の取組の推進		
⑤ 相談・苦情処理体制の充実		
⑥ 低所得者対策等の実施		
(2) 認知症の人への支援の充実		① 認知症に関する正しい知識の普及と地域支援体制の充実
		② 相談支援体制の充実
		③ 専門医療の充実と介護連携の推進
		④ 認知症に係る介護サービスの充実
		⑤ 若年性認知症の人とその家族等への支援の充実
(3) 被爆者への援護		① 被爆者への健康診断等の実施
		② 被爆者からの相談対応
		③ 被爆者の日常生活の支援

※出所 「広島市高齢者施策推進プラン（平成27年度～平成29年度）」から抜粋

### (3) 組織体制

#### ア 健康福祉局の組織図

広島市における高齢者施策の重要な役割を担っている健康福祉局の組織図は以下のとおりである。なお、以下のうち監査の対象としたのは、健康福祉企画課、監査指導室、地域福祉課、高齢福祉課、介護保険課、障害福祉課、障害自立支援課、精神保健福祉課、身体障害者更生相談所、知的障害者更生相談所、相談課、デイ・ケア課、保険年金課、調査課、援護課、保健医療課、食品保健課、食品指導課、環境衛生課、食肉衛生検査所、動物管理センター、生活科学部、生物科学部、環境科学部、総務課、教務課である。



※出所 「広島市の行政組織（平成 27 年 5 月 1 日現在）」を基に監査人作成

## イ 監査の対象とした部署の職員数及び主な分掌事務

監査の対象とした部署は、健康福祉局健康福祉企画課、同監査指導室、同地域福祉課、同高齢福祉部高齢福祉課、同高齢福祉部介護保険課、同保険年金課、同原爆被害対策部調査課、同原爆被害対策部援護課、同保健部保健医療課、経済観光局雇用推進課、道路交通局都市交通部交通対策担当、同都市交通部交通施設整備担当である。各部署の職員数及び主な分掌事務は以下のとおりである。

### 【広島市健康福祉局】

(平成 27 年 5 月 1 日現在)

部署 職員数	主な分掌事務
健康福祉企画課 16 人	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 社会福祉行政に関する調査及び企画</li> <li>2 社会福祉施設の整備及び運営の総合調整</li> <li>3 局の所掌事務の総合調整並びに局の人事及び事務改善</li> <li>4 局の予算及び決算の総括並びに予算執行の調整</li> </ol>
監査指導室 6 人	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 社会福祉法人の設立認可及び指導監査</li> <li>2 社会福祉施設の指導監査及び整備指導（他課等の所掌に属するものを除く。）</li> </ol>
地域福祉課 20 人	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 地域福祉及び民生委員・児童委員</li> <li>2 生活保護施設の設置及び休廃止の時期の認可並びに運営の指導その他生活保護法の施行</li> <li>3 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく支援給付の総括</li> <li>4 生活困窮者自立支援</li> <li>5 総合福祉センターの整備</li> <li>6 行旅病人及び行旅死亡人</li> <li>7 日本赤十字社広島市地区本部</li> <li>8 社会福祉法人広島市社会福祉協議会に対する指導調整</li> </ol>

部署 職員数	主な分掌事務
高齢福祉課 20人	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 老人福祉に関する調査、企画及び総合調整</li> <li>2 老人保健（健康診査を除く。）に関する基本方針及び基本計画に係る企画及び調整</li> <li>3 介護保険法の規定による地域支援事業の総括</li> <li>4 老人福祉施設の設置及び休廃止の時期の認可その他老人福祉法の施行</li> <li>5 介護老人保健施設の整備に係る企画及び調整（介護保険課の所掌に属するものを除く。）</li> <li>6 敬老金の支給事務の総括その他老人福祉の増進</li> <li>7 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律の施行</li> <li>8 サービス付き高齢者向け住宅事業の登録（高齢者生活支援サービスに係る審査等に限る。）</li> </ol>
介護保険課 29人	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 介護保険事業の総括</li> <li>2 介護サービス事業者に係る指定及び開設許可並びに指導監督</li> </ol>
保険年金課 25人	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 国民健康保険事業の総括並びに国民健康保険事務（滞納整理等に関するものを除く。）の指導及び調整</li> <li>2 日雇労働者健康保険事務の総括</li> <li>3 国民年金事務及び特別障害給付金関係事務の総括並びに指導及び調整</li> <li>4 戦傷病者及び戦没者の遺族の援護事務並びに未帰還者の引揚げ及び留守家族の援護事務の総括</li> <li>5 重度心身障害者医療、乳幼児等医療及びひとり親家庭等医療の総括</li> <li>6 中国残留邦人等に対する地域における生活支援その他中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の施行（地域福祉課及び中区役所厚生部生活課の所掌に属するものを除く。）</li> <li>7 後期高齢者医療事業の総括並びに後期高齢者医療事務（滞納整理等に関するものを除く。）の指導及び調整</li> <li>8 はり及びきゅうの施術（区役所の市民部保険年金課及び出張所の所掌に属するものを除く。）</li> </ol>

部署 職員数	主な分掌事務
調査課 8人	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 原爆被爆者対策に関する調査及び企画並びに連絡調整</li> <li>2 原爆被爆者援護施設の整備</li> <li>3 原爆死没者名簿の調製及び整理</li> <li>4 原爆被爆者関係団体の育成</li> </ol>
援護課 23人	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律の施行</li> <li>2 広島原爆養護ホームへの入所及び通所に係る事務の総括</li> <li>3 その他原爆被爆者の厚生指導及び援護並びにその総括</li> </ol>
保健医療課 31人	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 保健衛生行政の企画及び調整（高齢福祉部高齢福祉課、障害福祉部の障害福祉課、精神保健福祉課及びこども未来局こども・家庭支援課の所掌に属するものを除く。）</li> <li>2 保健衛生行政の調査及び統計（高齢福祉部高齢福祉課、障害福祉部の障害福祉課、精神保健福祉課及びこども未来局こども・家庭支援課の所掌に属するものを除く。）</li> <li>3 地域医療の推進</li> <li>4 医療安全支援センター</li> <li>5 献血の推進</li> <li>6 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく医療機関の指定</li> <li>7 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく医療費等の支給及び給付決定</li> <li>8 予防接種及び健康診査等に係る費用の支給（こども未来局こども・家庭支援課の所掌に属するものを除く。）</li> <li>9 感染症の予防</li> <li>10 歯科保健（こども未来局こども・家庭支援課の所掌に属するものを除く。）</li> <li>11 精神保健及び精神障害者の福祉に係る申請等の受付（障害福祉部精神保健福祉課、精神保健福祉センター及び区役所厚生部の所掌に属するものを除く。）</li> <li>12 難病対策</li> <li>13 保健センターに対する保健予防及び保健指導に係る技術指導</li> <li>14 広島市医師会運営・安芸市民病院</li> <li>15 地方独立行政法人広島市立病院機構</li> </ol>

※出所 「広島市事務組織規則」を基に監査人作成

【経済観光局】

(平成 27 年 5 月 1 日現在)

部署 職員数	主な分掌事務
雇用推進課 7人	1 雇用の推進に関する企画及び調整 2 労働関係の調整 3 勤労青少年ホーム 4 公益社団法人広島市シルバー人材センターに対する指導調整

※出所 「広島市事務組織規則」を基に監査人作成

【道路交通局】

(平成 27 年 5 月 1 日現在)

部署 職員数	主な分掌事務
交通施設整備担当 8人	1 公共交通施策の調査、企画及び調整 2 軌道系交通機関の整備計画 3 広島高速交通株式会社に対する指導調整
交通対策担当 9人	1 都市交通対策 2 空港対策

※出所 「広島市事務組織規則」を基に監査人作成

#### **(4) 高齢者施策に係る財政**

広島市の高齢者施策に係る歳出は、主に一般会計の民生費の中に計上される高齢者施策関連費用、介護保険事業特別会計、後期高齢者医療事業特別会計からなる。ただし、例えば民生委員の活動のように高齢者以外も対象としている事業で一義的には高齢者関連費用とはされない歳出にも高齢者施策が含まれているものもある。

平成 26 年度一般会計決算額における民生費の割合は 33.0%と高いが、その中でも高齢者施策に係る歳出が多くを占める。高齢者施策に関する歳出の規模を明らかにするため、以下に平成 26 年度の一般会計の歳出における民生費、介護保険事業特別会計、後期高齢者医療事業特別会計を示す。

【一般会計の民生費の内訳】

(単位：千円)

	当初予算額	決算額
民生費	189,461,143	188,778,719
社会福祉費	72,676,380	73,134,631
社会福祉総務費	42,717,788	44,494,294
老人福祉費	26,263,610	25,314,442
後期高齢者医療広域連合負担金	9,793,931	9,396,437
後期高齢者医療広域連合繰出金	1,948,951	1,892,251
介護保険事業特別会計繰出金	12,203,402	11,809,289
後期高齢者の保健事業	132,334	131,642
老人福祉施設入所措置	1,243,453	1,207,260
高齢者公共交通機関利用助成	650,713	602,660
高齢者住宅改造費助成	119,111	108,672
その他	171,715	166,231
国民年金費	86,533	85,683
社会福祉施設費	3,608,449	3,240,211
民間老人施設職員給与改善費等補助	169,997	156,727
軽費老人ホーム運営補助	337,056	324,984
民間老人施設整備補助	980,099	719,965
老人福祉センター等の施設運営管理	172,635	172,245
その他	1,948,662	1,866,290
児童福祉費	68,869,441	68,321,014
生活保護費	47,912,227	46,703,650
災害救助費	3,095	619,422
一般会計 歳出合計	585,580,751	572,600,251

(注) 老人福祉費及び社会福祉施設費については、主要な高齢者施策に係るもののみを掲載している。

※出所 「平成26年度 歳入歳出予算説明資料」、「平成26年度 主要な施策の成果」、「平成26年度 広島市一般会計歳入歳出決算事項別明細書」を基に監査人作成

【介護保険事業特別会計】

(単位：千円)

	当初予算額	決算額
歳入		
介護保険料	17,633,059	18,007,612
分担金及び負担金	396	434
使用料及び手数料	7,154	7,714
国庫支出金	18,352,661	17,711,294
支払基金交付金	23,494,000	22,587,845
県支出金	11,869,278	11,588,223
財産収入	5,813	991
一般会計繰入金	12,203,402	11,809,289
基金繰入金	635,816	-
繰越金	-	397,087
諸収入	869	35,034
合計	84,202,448	82,145,527
歳出		
総務費	1,816,346	1,698,823
保険給付費	80,591,019	77,779,379
地域支援事業費	1,759,836	1,683,965
介護予防事業費	422,776	380,756
包括的支援事業費等	1,337,060	1,303,208
基金積立金	5,813	72,751
諸支出金	24,434	277,643
予備費	5,000	-
合計	84,202,448	81,512,563

※出所 「平成26年度 広島市介護保険事業特別会計歳入歳出決算事項別明細書」  
を基に監査人作成

【後期高齢者医療事業特別会計】

(単位：千円)

	当初予算額	決算額
歳入		
後期高齢者医療保険料	9,790,497	9,534,432
使用料及び手数料	9	7
国庫支出金	-	4,104
一般会計繰入金	1,948,951	1,892,250
繰越金	-	290,283
諸収入	38,321	27,363
合計	11,777,778	11,748,440
歳出		
総務費	197,534	188,713
後期高齢者医療広域連合納付金	11,539,781	11,276,253
諸支出金	35,463	23,307
予備費	5,000	-
合計	11,777,778	11,488,274

※出所 「平成 26 年度 広島市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算事項別明細書」を基に監査人作成